三　年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部改正関係
　年金積立金管理運用独立行政法人の主たる事務所の所在地に関する経過措置の期限を定めた規定を削除することとした。（附則第八条関係）
四　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正関係
　福祉医療機構が承継債権管理回収業務において回収した債権の元本の金額が年金特別会計へ定期的に納付されることに伴い、年金特別会計の業務勘定から健康勘定等に繰り入れる収入に関する規定について所要の規定の整理を行うこととした。（第五七条関係）
五　経過措置
　福祉医療機構の承継債権管理回収業務における独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律附則第七条第二項の規定による納付金の納付についての独立行政法人福祉医療機構法等の適用について、所要の経過措置を定めることとした。（第五条関係）
六　この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

**◇競馬法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第三二一号）（農林水産省）
　競馬法の一部を改正する法律（平成二七年法律第一八号）の施行期日を平成二七年一一月一日とすることとした。

**◇競馬法施行令及び日本中央競馬会法施行令の一部を改正する政令**（政令第三二二号）（農林水産省）
一　競馬法施行令の一部改正関係
1　海外競馬の競走の指定
　農林水産大臣は、競馬法第三条の二第一項又は第二〇条の二第一項の規定による指定をしようとする海外競馬の競走が、外国の行政機関その他これに準ずるものの監督を受けて、国際競馬統括機関連盟が定める方法により実施されるものでなければ、当該指定をしてはならないこととした。（第三条及び第一五条関係）
2　海外競走勝馬投票執務委員
　日本中央競馬会又は都道府県若しくは指定市町村は、海外競馬の競走について勝馬投票券を発売する場合には海外競走勝馬投票執務委員を置かなければならないものとし、海外競走勝馬投票執務委員は、次に掲げる事務を処理することとした。（第一条及び第一七条の四関係）
(一)　勝馬投票券を発売する海外競馬の競走に出走すべき馬の確定、着順の確定等の確認に関する事務
(二)　競馬場内及び場外設備内の秩序を維持するための取締りに関する事務並びに勝馬投票券の発売並びに払戻金、返還金及び一号給付金又は二号給付金の交付に関する事務
3　日本中央競馬会の規約及び地方競馬の規程
　日本中央競馬会又は都道府県若しくは指定市町村は、海外競馬の競走について勝馬投票券を発売する場合には、日本中央競馬会の競馬の実施に関する規約又は地方競馬の規程に、次に掲げる事項を記載しなければならないこととした。（第一二条及び第一七条の三関係）
(一)　海外競馬の競走に関する映像及び出走馬に関する事項等に係る情報の収集及び提供に関する事項
(二)　競馬場内及び場外設備内の秩序を維持するための取締り、勝馬投票法の種類、勝馬投票券の様式等に関する事項
(三)　海外競走勝馬投票執務委員の事務の分掌及び服務に関する事項
二　日本中央競馬会法施行令の一部改正関係
　日本中央競馬会は、海外競馬の競走についての勝馬投票券の発売について農林水産省令で定める期間ごとに、納付金を国庫に納付しなければならないこととした。（第四条関係）
三　施行期日
　この政令は、競馬法の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年一一月一日）から施行することとした。

**◇がん登録等の推進に関する法律施行令**（政令第三二三号）（厚生労働省）
1　がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める疾病は、悪性新生物及び上皮内がん等とすることとした。（第一条関係）
2　法第五条第二項の政令で定める届出は、原発性のがんについて初回の診断が行われた日等から起算して五年を経過した日の属する年の翌年の一月一日以後に行われる当該がんについての届出とすることとした。（第二条関係）
3　法第一二条第二項の政令で定める期間は、がんに罹患した者の原発性のがんについて初回の診断が行われた日等から起算して一〇〇年を経過した日の属する年の一二月三一日までとすることとした。（第三条関係）
4　全国がん登録データベースにおけるがんに罹患した者の識別ができる状態での全国がん登録情報の保存期間は、がんに罹患した者の原発性のがんについて初回の診断が行われた日等から起算して一〇〇年を経過した日の属する年の一二月三一日までとすること等とした。（第四条関係）
5　法第一五条第二項の政令で定める審議会等は、厚生科学審議会とすることとした。（第五条関係）
6　全国がん登録に類する事業等（第六条関係）
(一)　法第二二条第一項第一号の政令で定める事業は、都道府県が当該都道府県の住民のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報を収集し、データベース（情報の集合物であって、当該情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）に記録し、及び保存する事業とすることとした。
(二)　法第二二条第一項第二号の政令で定める者は、都道府県知事が法第一八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴いてがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者として指定する者等とすることとした。
7　法第二二条第二項ただし書の政令で定める情報は、同条第一項第一号に該当する情報及び当該都道府県に係る都道府県がん情報とすることとした。（第七条関係）
8　都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者は、都道府県知事が法第一八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて法第一条に規定するがん医療等について科学的知見を有する者として指定する者とすることとした。（第八条関係）
9　国等による全国がん登録情報及び都道府県がん情報の保有の期間の限度は、当該情報の利用を開始した日から起算して五年を経過した日の属する年の一二月三一日又は当該情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日のいずれか早い日までの間等とすることとした。（第九条関係）
10　受領者による全国がん登録情報及び都道府県がん情報の保有の期間の限度は、当該情報の提供を受けた日から起算して五年を経過した日の属する年の一二月三一日又は当該情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日のいずれか早い日までの間等とすることとした。（第一〇条関係）
11　法第四〇条第一項の規定による法第三九条の費用の一部の補助は、毎年度同条第一項の規定により都道府県が支弁する費用のうち各都道府県における法第六条第一項の規定による届出の件数その他の事項を考慮して厚生労働大臣が定める基準に従って算定した額（その額が当該費用につき現に要した金額を超えるときは、当該金額）に二分の一を乗じて得た額について行うこととした。（第一一条関係）
12　法第四一条第一項の規定により情報の提供を受ける者が納付すべき手数料の額は、全国がん登録情報の匿名化及び提供等に要する額の合計額とすることとした。（第一二条関係）
13　法附則第二条第一項の政令で定める調査研究は、がんに係る調査研究のうち法の施行の日前にがんに係る調査研究の実施に係る計画においてその対象とされる者の範囲が定められたものとすること等とした。（附則第二条関係）
14　都道府県知事は、8の規定による指定を行おうとするときは、施行日前においても、法第一八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴くことができることとした。（附則第三条関係）
15　がん登録等の推進に関する法律第一五条第二項の審議会等を定める政令（平成二六年政令第二六〇号）は、廃止することとした。（附則第四条関係）
16　この政令は、法の施行の日（平成二八年一月一日）から施行することとした。ただし、14の規定は、公布の日から施行することとした。